

子育て世代へ経済的支援を実施します

在宅育児手当

紀美野町では、こども園・保育所等の保育料無償化に時期を合わせ、こども園・保育所に入所しているご家庭だけでなく在宅で保育をしているご家庭の支援として在宅育児手当を支給します。(なお支給には申請が必要です)

- 対象児童 満6か月から3歳になった年度末までの期間においてこども園等に通われていない児童
- 対象者 上記対象児童を在宅で育児している保護者
- 支給金額 月額30,000円(申請の翌月から支給)
- 支給月 1月、4月、7月、10月
(支給月の前月までの分をまとめて支給)
- 支給対象月 ・満6か月の誕生日の翌月分から
満3歳になった最初の3月分まで対象
- その他 ・原則、申請月の翌月分から支給となります。
・本手当は「雑所得」として課税対象となりますので、確定申告または住民税の申告が必要となる場合があります。

※支給対象であっても申請をしなければ手当は支給されません。